

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

企業間の連携（M&A 等の事業継承支援等）

企業間の連携により、業界の慢性的な製造設備のオペレーター不足を解消する為に人材確保、人材の育成を積極的に行う。

「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な価格決定は行いません。

なるべくフィフティー・フィフティーな価格交渉が出来るよう材料メーカー他商社、最終ユーザとの協議を十分に行います。

② 手形などの支払条件

現在支払代金は全て現金で決済を行っている。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

弊社は下請け企業にあたり、取引先の働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更においては、話し合いにて解決して行く。災害時等においては、できる限り取引関係の継続が出来るよう配慮を行います。

3. その他（任意記載）

現在、取引先から支払われる手形を、今後、現金払いへの移行に取り組みます。

令和4年11月25日

株式会社ワイヤープラス

代表取締役 藤井智規

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。